(ふるさとの緑の景観地の区域内における行為の届出)

- 第九条 条例第十条第一項の規定による届出は、様式第一号の届出書に別表第一に定める図書その他 知事が必要と認める書類を添えなければならない。
- 2 条例第十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 行為の目的
 - 三 行為地及びその付近の状況
 - 四 行為の完了予定日
 - 五 関係法令による手続の状況
- 3 条例第十条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る届出を行う場合においては、第一項の届出書には、変更の趣旨及び理由を記載した書類を添えなければならない。この場合においては、第一項の規定により届出書に添えなければならない書類のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

(ふるさとの緑の景観地の区域内における行為の届出に係る工作物の基準)

- 第十条 条例第十条第一項第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに当該 各号に定めるとおりとする。
 - 一 建築物 高さにあつては地上十メートル及び面積にあつては地上階における床面積の合計が二 百平方メートル
 - 二 道路 幅員二メートル
 - 三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 地上からの高さ三十メートル
 - 四 送水管、ガス管その他これらに類するもの 地上に存する部分について、長さにあつては二百 メートル及び面積にあつては水平投影面積が二百平方メートル
 - 五 電線、電話線その他これらに類するもの 地上からの高さ二十メートル
 - 六 その他の工作物 高さにあつては地上十メートル及び面積にあつては地上における水平投影面 積が二百平方メートル

別表第一(第九条関係)

行為の種類	図書の種類	図書に明示しなければならない事項	図面の縮尺
建築物その	位置図	行為地の位置	一万分の一以上
他の工作物	付近見取図	方位、行為箇所、河川、水路、道路そ	随意
の新築、改	112hwa	の他の公共施設及び目標となる建物	NG 157
築又は増築			
3,62,311	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の	六百分の一以上
		既存の建物その他の主要工作物及び	
		木竹等の位置並びに敷地に接する道	
		路の位置及び幅員(当該工作物からの	
		距離を明示すること。)	
	平面図	縮尺及び方位並びに間取り及び各室	二百分の一以上
		の用途	
	立面図(四	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げ	二百分の一以上
	面を原則と	方法及び色彩	
	する。)		
	断面図	縮尺	二百分の一以上
	現況写真		
木竹の伐採	位置図	行為地の位置	一万分の一以上
	付近見取図	方位、行為箇所、河川、水路、道路そ	随意
		の他の公共施設及び目標となる建物	
	平面図	縮尺、方位、行為地の位置及び境界線	六百分の一以上
	地形図	縮尺、方位、行為地の境界線、森林の	六百分の一以上
		状況及び等高線	
	現況写真		
宅地の造	位置図	行為地の位置	一万分の一以上
成、土地の	付近見取図	方位、行為箇所、河川、水路、道路そ	随意
開墾その他		の他の公共施設及び目標となる建物	
土地の形質	平面図	縮尺、方位、行為地の位置及び境界線	六百分の一以上
の変更、鉱	縦横断面図	縮尺、現況及び行為後の状況	六百分の一以上
物の掘採、	地形図	縮尺、方位、行為地の境界線及び等高	六百分の一以上
土石の採取		線	
及び屋外に	現況写真		
おける土			
石、廃棄物			
又は再生資			
源の堆積			